

橋梁長寿命化に向けた定期点検・修繕計画・橋梁補修設計包括委託業務 仕様書

令和 年 月 日

田原本町長 森 章浩 殿

受注者

印

業務名 : 橋梁長寿命化に向けた定期点検・修繕計画・橋梁補修設計包括委託業務

履行場所 : 奈良県磯城郡田原本町 地内

履行期間 : 契約日 : 着手日 : 完了日 : 令和5年3月24日

資格名 : 番号 :

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、関係法令、各種基準によるものとする。

（奈良県ホームページ参照 <http://www.pref.nara.jp/18364.htm> ）

第2条 共通仕様書等に対する特記事項は、以下のとおりとする。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）の資格を有し「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上の履行実績を有する者を配置できること。

（照査技術者）

第4条 照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は、管理技術者と同等以上であり、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）の資格を有し「橋梁定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕計画策定業務」、「橋梁補修設計業務」のいずれか一つ以上の履行実績を有する者を配置できること。

（担当技術者）

第5条 担当技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）、技術士（建設部門：鋼構造物及びコンクリート）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造物及びコンクリート）の資格を有している者を配置できること。

（業務目的）

第6条 本件業務は、従来の橋梁維持管理に関する橋梁点検、修繕計画策定及び補修設計業務の個別発注に対し、複数年で包括して業務を実施することにより、一層の品質向上、アセットマネジメントの効率化、合理的なコスト縮減を図ることを目的とした業務であり、補修設計においては、ECI方式（田原本町仕様）（別添資料参照）（以下「ECI方式」という）を導入することにより、橋梁の補修における期間短縮や品質向上、施工調整等の円滑化・効率化を図ることを目的とした業務である。

（業務条件）

第7条 本件業務に係る条件は次のとおりとする。

- (1) 契約上限額 204,820,000円（最低制限価格163,226,800円）（消費税及び地方消費税に相当する額（税率10%を含む。））

（内訳）

令和2年度 119,988,000円（最低制限価格95,620,800円）

令和3年度 49,874,000円（最低制限価格39,745,200円）

令和4年度 34,958,000円（最低制限価格27,860,800円）

※業務内容、業務委託料は事業の進捗状況、発注者の予算上の都合等により変更できるものとする。その場合は、あらかじめ発注者、受注者協議して処理するものとする。

- (2) 業務場所 奈良県磯城郡田原本町 地内

対象橋梁：363橋 別紙一覧のとおり

- (3) 本業務のうち、橋梁補修設計業務の契約方式としてECI方式を採用しており、受注者は別途提示する「田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書」により、発注者及び工事受注者と協定を取り交わさなければならない。

また、「田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書」に基づき、三者協議会を通じて対象橋梁の長寿命化に資する工事の実現に向け、最新の技術水準により実施設計を行わなければならない。

※三者協定書とは

発注者が実施する田原本町橋梁補修工事において、本工事を完成させるため、発注者、実施設計者及び工事受注者が協力して本工事を円滑に完成さえる上で、必要な事項を定めたものである。

※三者協議会とは

発注者及び実施設計者並びに工事受注者の三者により組織されるもので、実施設計時に三者会議において検討された技術提案及び施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計及び工事に反映される組織をいう。

(適用基準及び使用する技術基準)

第8条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（奈良県）」、「測量業務共通仕様書及び、国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準」（以下「共通仕様書」という。）の他、下記基準類等に準拠すること。

- ・道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- ・横断歩道橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- ・奈良県道路橋定期点検要領（案）（平成27年3月）
- ・橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月 国土交通省 道路局 国道・防災課）
- ・道路橋示方書・同解説 I～V（平成14年3月(社)日本道路協会）
- ・道路橋示方書・同解説 I～V（平成24年3月(社)日本道路協会）
- ・道路橋示方書・同解説 I～V（平成29年7月(社)日本道路協会）
- ・舗装設計便覧（平成18年2月(社)日本道路協会）
- ・道路橋床版防水便覧（平成19年3月(社)日本道路協会）
- ・田原本町における橋梁保全事業に関するECI方式ガイドライン（平成30年2月）
- ・橋梁包括発注事業に関する基本方針（令和元年12月）
- ・その他関係法令、基準他

2 業務の実施にあたって、最新の書基準に基づいて行うものとする。

(業務内容)

第9条 業務内容は次のとおりとする。

橋梁点検 363橋（令和2年度…323橋、令和3年度…40橋）

橋梁長寿命化計画策定 363橋（令和3年度）

橋梁補修設計（令和2年度…10橋、令和3年度…6橋、令和4年度…6橋）

【令和2年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁包括的発注に係る資料収集整理

本業務に必要な資料を収集し、整理する。主な収集する資料は以下に示す。

- ・橋梁諸元等の基本情報
- ・最新の点検・診断結果

- ・過年度の修繕計画
- ・これまでの修繕実績
- ・その他関連資料

(3) 橋梁定期点検

本業務は、発注者が管理する 363 橋のうち、15m未満の道路橋 323 橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省」を参考とし「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成27年3月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

3) 点検記録様式の作成とその他記録の保管

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excelにて「別紙3 点検表記録様式（その1）、（その2）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

4) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

5) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(4) 橋梁補修設計業務

本業務は、発注者が管理する 363 橋のうち、橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた道路橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量・報告書等の作成を目的とする。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関する E C I 方式ガイドライン（平成 30 年 2 月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要な事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、橋梁調査により設計について試験が必要な場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、三者協議会にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、L C C も考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 予備検討

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量の算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）

補修設計（詳細）は、工事に必要な図面作成、施工計画、数量の算出を行うものとする。補修設計（詳細）の成果を基に、三者協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加えるための適切な助言を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の作成、数量算出等を行うものとする。

6) 概算工事費算出

上記で算出した数量に基づき、概算工事費を算出するものとする

7) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視点検により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、さらに点検結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新（橋梁点検実施）を実施するものとする。

8) 協議用資料作成

工事受注者にて作成した関係機関等の協議用資料について、監督員の指示に従い照査等を実施する。

9) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

10) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び実施設計者並びに工事受注者による三者協議会を開催するものとする。三者協議は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の3 回とするが、監督員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

11) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(5) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、監督員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を監督員に提出するものとする。

- ・着手 1 回
- ・中間 3 回
- ・納品 1 回
- ・その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和3 年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁定期点検

本業務は、発注者が管理する 15 m以上の道路橋 40 橋について、各部材の状態を把握、診断し、安全・円滑な交通を確保するとともに、通行者（車両）や第三者への被害防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るために、「道路橋定期点検要領 平成 31 年 2 月 国土交通省」を参考とし「奈良県道路橋定期点検要領（案）平成 27 年 3 月」等（以下、「点検要領」と称す）に基づいて実施する道路橋の定期点検を行う。

1) 部材番号図の作成

点検要領に従い部材番号図を作成する。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

4) 現地点検及び診断（健全性の診断）

点検要領に基づき、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。健全性の診断に際しては、①損傷の状況、②損傷の原因、③耐荷性能に関する見立て、④第三者被害の有無、⑤今後の進行予測、⑥次回点検までの措置方針の内容について記載する。なお、現地点検実施前に、橋梁点検実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。また、本業務にて補修工事が実施となる橋梁については、工事完了後に現地点検及び診断を実施するものとする。

5) 点検記録様式の作成とその他記録の保管

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excelにて「別紙3 点検表記録様式（その1）、（その2）」を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する橋梁台帳等の記載事項を補完するために、現地計測等を行い、橋梁台帳等への反映を行う。

6) 点検調書作成

点検要領に基づき、点検履歴入力シート、定期点検入力シート、点検関連資料（部材番号図、損傷図、損傷写真帳）等について作成を行う。また、奈良県へ提出する点検調書の作成も行う。なお、部材番号図、損傷図については点検開始前に発注者へ記載様式を提案し、承認を得た上で作成する。

7) 報告書作成

橋梁点検の概要、損傷の傾向、健全性評価等の内容を踏まえた業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) 橋梁長寿命化修繕計画の見直し

本業務は、発注者が管理する363橋の道路橋に関する長寿命化について、検討を行い、対策の優先順位、概算工費等を踏まえた補修計画の策定を行う。

1) 橋梁点検結果の確認・検証による健全度の確定

対象全橋の橋梁種別、建設年次、路線特性、地域特性、損傷部材の重要度や劣化特性等を整理した上で、橋梁点検結果について確認・検証を行い、各橋梁の健全度を確定させる。

2) 各橋梁の劣化予測の更新

橋梁点検結果より橋梁毎にデータ分析を行い、劣化予測式（劣化予測式については、部材毎（桁、床版、支承等）の見直しを行う。また、当初計画策定時に定めた交通量・代替路の有無、橋長等を考慮した重要度を再精査するとともに、劣化予測結果を踏まえて管理水準を決定し、橋梁長寿命化修繕計画に反映する。

3) 対策工法及び概算工事費の算出

健全度Ⅲ判定の橋梁を対象に、変状の種類、変状要因に対して実施する維持管理手法（対策の範囲、内容、対策時期等）を踏まえ、橋梁別補修対策工を設定し、概算工事費を算出する。また、耐震補強の対象となる橋梁についても、必要となる対策工を設定し、概算工事費を算出する。

4) 橋梁長寿命化修繕計画の作成

発注者が管理する363橋の道路橋を対象に長寿命化修繕計画（案）を作成する。計画作成に際しては、交通量・代替路の有無・橋長等を考慮した重要度の再精査結果を踏まえた優先度評価により対策順位を決定し、5年程度の実行計画を策定するとともに、50年程度の長期的なコスト見通しを示すこととする。なお、計画策定にあたっては「対象施設」、「計画期間」「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と実施時期」「対策費用」を取りまとめることとする。

5) 広報資料の作成

橋梁長寿命化修繕計画（案）の策定に際し、概要書及び広報資料の作成を行う。また、ホームページ掲載の為のデータを作成する。広報資料については、維持管理の必要性について広く住民に理解してもらい、橋梁に関心を持ってもらうための工夫を盛り込んだものとする。

6) 事業モニタリング機関への対応

発注者が組織する事業モニタリング機関^{*)}に対し、年度毎の点検・設計・施工成果に関する情報や長寿命化修繕計画及び予算を踏まえた事業内容の進捗度について資料（下記①～③に関する資料）を作成、提出する。

① 情報管理

年度毎の点検・設計・施工成果、長寿命化修繕計画（案）に関する情報の集約・蓄積を行う。

② 事業計画の検討

年度毎に変動する予算計画に即した事業計画の検討を行う。

③ 事業モニタリング機関への対応

モニタリング機関への提出資料の作成及び会議への出席を行う。

④ 事業モニタリングの開催時期及び回数

事業モニタリング機関による今回事業のモニタリングは、各年度1回を基本とし、開催時期については発注者より別途指示する。

＊）モニタリング機関：今回実施する橋梁の包括的発注事業（複数年契約）及び ECI方式に対する活用効果の把握・検証等を目的として田原本町が学識経験者と組織する機関を言う。

7) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(4) 橋梁補修設計業務

本業務は、発注者が管理する363橋のうち、橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた道路橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量・報告書等の作成を目的とする。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関するECI方式ガイドライン（平成30年2月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時

期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、橋梁調査により設計について試験が必要な場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、三者協議会にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、LCCも考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 予備検討

上記3)で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量の算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）

補修設計（詳細）は、工事に必要な図面作成、施工計画、数量の算出を行うものとする。補修設計（詳細）の成果を基に、三者協議会において、設計思想を正確に工事受注者に伝達する。現地条件や仮設条件等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加えるための適切な助言を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の作成、数量算出等を行うものとする。

6) 概算工事費算出

上記で算出した数量に基づき、概算工事費を算出するものとする

7) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視点検により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、さらに点検結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新（橋梁点検実施）を実施するものとする。

8) 協議用資料作成

工事受注者にて作成した関係機関等の協議用資料について、監督員の指示に従い照査等を実施する。

9) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・ 基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・ 支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・ 設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

10) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び実施設計者並びに工事受注者による三者協議会を開催するものとする。三者協議は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の3 回とするが、監督員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

11) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(5) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、監督員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各当事者が確認、押印した協議簿を監督員に提出するものとする。

- ・ 中間 6 回
- ・ 納品 1 回
- ・ その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

【令和4 年度】

(1) 業務計画

業務の目的、内容を十分に把握の上、所定の成果が得られるように、具体的な作業方法及び工程計画、事業実施フロー等を検討し、業務計画書の作成を行う。また、業

務遂行上必要な諸準備を行う。

(2) 橋梁補修設計業務

本業務は、発注者が管理する 363 橋のうち、橋梁定期点検の結果、補修対策が必要とされた道路橋について、各損傷箇所に対する補修対策や床版取り換え等の補修工事に資する図面・数量・報告書等の作成を目的とする。

なお、本業務は「田原本町における橋梁保全事業に関する E C I 方式ガイドライン（平成 30 年 2 月）」に基づき、実施するものとする。

1) 現地踏査

業務の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する。現地踏査結果に基づき、部材毎の健全度の確認、損傷原因（塩害、中性化、アル骨、施工不良等）を把握し、現地踏査結果報告書を作成する。

2) 現地調査

① 損傷原因の確認

対象橋梁について損傷状況を確認し、設計精度を確保するために現地調査を実施する。過去の点検調書より損傷の進行状況を確認するとともに、補修設計及び床版取り換え等に必要な事項（近接目視や採寸等を含む）に対して現地調査計画書を作成・提出し、調査を行う。なお、調査のための近接手段は徒歩・梯子を基本としているが、別途足場が必要な場合は、工事における足場の共用等を考慮した適切な時期を選定する等、発注者と調整の上で実施すること。

② 橋梁主要部材の採寸及び損傷範囲確認

補修設計及び床版取り換え等に必要な橋梁の主要部材の諸寸法を計測・確認し、橋梁補修に必要な部材寸法図を作成する。また、近接目視や損傷の採寸等により補修設計に必要な損傷範囲を明らかにする。

なお、橋梁調査により設計について試験が必要な場合は、試験手法、実施数量及び実施時期について提案を行い、三者協議会にて実施を決定する。

3) 補修工法の抽出・選定

現地調査結果より、橋梁長寿命化に適合する最適な補修工法について抽出、選定を行う。抽出・選定に際しては、耐久性、施工性、経済性の他、L C C も考慮し、最適な工法を選定するものとする。

4) 予備検討

上記 3) で選定した補修工法を踏まえ、工事発注の基礎資料とするための資料収

集、整理を行い、概略的な設計図面、施工計画の作成、概算数量の算出を行うものとする。

5) 補修設計（詳細）

補修設計（詳細）は、工事に必要な図面作成、施工計画、数量の算出を行うものとする。補修設計（詳細）の成果を基に、三者協議会において、設計思想を正確に工事請負者に伝達する。現地条件や仮設条件等により設計図の修正が発生した場合は、設計思想に適合した修正を加えるための適切な助言を行うものとする。また、掘削やアンカー削孔等、工事進捗によって現地条件に変動が生じた場合は速やかに対応することとする。

なお、床版取り換えが必要な場合は、工事の工程計画を踏まえて調整し、三者協議会にて合意した上で、現床版の撤去計画立案、工事に必要な設計図面、施工計画の作成、数量算出等を行うものとする。

6) 概算工事費算出

上記で算出した数量に基づき、概算工事費を算出するものとする

7) 橋梁台帳更新

工事完成直後に、工事足場を利用した近接目視点検により、設計意図が確実に反映されていることを確認・検証し、さらに点検結果を用いて橋梁台帳、橋梁点検調書の更新（橋梁点検実施）を実施するものとする。

8) 協議用資料作成

工事請負者にて作成した関係機関等の協議用資料について、監督員の指示に従い照査等を実施する。

9) 照査

対象橋梁について、以下の設計照査を実施する。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況他基本情報を収集・把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ・支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。設計計算、設計図等の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

10) 三者協議

田原本町橋梁補修工事に関する三者協定書に基づき、発注者及び実施設計者並びに工事請負者による三者協議会を開催するものとする。三者協議は、1 橋梁当たりに対して実施方針確認段階、詳細設計施工計画確認段階、事業成果確認段階の3 回とするが、監督員と協議の上必要に応じて、回数を変更できるものとする。

11) 報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

(3) 打合せ協議

打合せ回数は次のとおり行うものとし、業務着手時又は各業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。また、打合せ協議実施後は速やかに記録簿を作成し、受注各担当者が確認、押印した協議簿を監督員に提出するものとする。

- ・ 中間 2 回
- ・ 納品 1 回
- ・ その他、必要に応じて適宜打合せ協議を実施する。

(提出書類)

第 10 条 「発注者が指定した様式」とは発注者が定める土木設計業務委託関係提出書類の様式をいう。

(土地への立ち入り等)

第 11 条 現地調査を実施する場合、調査職員は必ず町発行の身分証明書・腕章を装着して業務にあたるものとする。

- 2 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するとともに、不快感を与えないように服装や言動に十分注意しなければならない。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者、調査職員等で契約後速やかに、その適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。
- 6 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、作業終了後 10 日以内に発注者に返却するものとする。
- 7 業務の実施に伴い民地への杭（仮杭含む）・鉋・スプレーが必要となる場合は、地権者に了解を得たうえで実施すること。

(成果品の提出)

第12条 成果品は以下のとおりとし、担当課に提出するものとする。なお、各年度毎に実施する業務について適宜納品（中間納品）を行うこと。

- ・ 報告書（A4判簡易製本フルカラー パイプファイル式） 2部
- ・ 上記電子データ 一式
- ・ その他必要な資料

(その他特記事項)

第13条 本業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

3 照査については、基本的な条件決定に伴う、設計方針、設計手法、施工条件及び設計計算、数量計算、設計図等の適切性、整合性の照査を行う。